

仕 様 書

1. 委託件名

令和8年度 BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点業務委託（北米）

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

4. 業務目的

北米における海外拠点として、企業等の会議及び報奨・研修旅行（以下「MI」という。）を東京へ誘致するために、海外都市において実際にミーティングプランナー及び企業のイベント主催者などのクライアント（以下「MP及び主催者等」という。）に直接的な営業活動・情報収集・プロモーション活動等を行うとともに、財団ヘリード情報の提供を行う。

なお、欧州、アジア・パシフィック地域にも同様の機能を有する海外拠点がある。

5. 東京観光財団や東京に関する情報

以下の情報を参照した上で本委託業務を遂行すること。

- (1) BUSINESS EVENTS TOKYO : <https://businesseventstokyo.org/>
- (2) TOKYO Unique Venues : <https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/>
- (3) Tokyo MICE Hubs : <https://tokyomice.org/>
- (4) About Tokyo : <https://abouttokyo.jp/>
- (5) LinkedIn アカウント「BUSINESS EVENTS TOKYO」 :
<https://www.linkedin.com/company/business-events-tokyo/>

6. 委託内容

業務目的を踏まえて、以下を実施すること。また、実施に当たっては、窓口となる担当者を設置し、財団への連絡は電子メールやオンラインミーティング等により、日本語又は英語で行うこと。作成する報告書等の文章については、日本語又は英語のネイティブ又はネイティブ相当の能力を有する者のチェックを必ず行うこと。なお、各業務の実施に当たっては事前に財団と協議の上、決定後に遂行すること。

- (1) 業務活動計画の策定
 - ① 業務の実施において、本業務の目的、内容を把握した上で、活動行程、方法、体制等業務の実施に当たり必要な内容を詳細に記載した業務活動計画を作成すること。
 - ② 業務活動計画には、活動を行うMP及び主催者等の対象を具体的に示すとともに、

その選定理由を示すこと。なお、対象のMP及び主催者等は契約期間を通じて追加することは可とする。

(2) リード情報等の提供について

- ① MP及び主催者等に対し、東京でMIを開催するようセールス活動（営業活動及びプロモーション活動等）を実施すること。MP及び主催者等の対象については、既存の顧客に限らず、新規の顧客に対しても活動すること。セールス活動に当たっては、財団の支援制度を紹介し、活用を促すこと。

<参考>

令和7年度報奨旅行等誘致・開催支援事業

日本語サイト

https://jp.businesseventstokyo.org/corporate_events/

英語サイト

https://businesseventstokyo.org/plan_your_event/corporate_events/

- ② セールス活動の結果、東京開催の可能性が高いと見込まれる案件はリード情報として財団に提供すること。提供するリード情報は年間100件を想定している。リード情報には、MP及び主催者等に関する基礎情報、業種、参加者数、参加者の国籍及び国籍数、開催時期、開催決定時期、開催に向けた視察の有無及び視察時期、並びに競合都市等を含むものとする。
- ③ 東京での開催に合わせて以下の連携都市への周遊を含む案件も、リード情報として財団に提供すること。連携都市は、札幌市、福島県、石川県、京都市、愛知県・名古屋市、福岡市、沖縄県である。
- ④ リード情報として提供可能な状態に達していないセールス活動中の状況についても報告すること。
- ⑤ 5月以降、毎月10日までに、前月の活動内容について日本語又は英語（日本語での対応が望ましい）で報告書を提出すること。

(3) 東京開催等に関する問合せへの対応

- ① 東京開催を検討するMP及び主催者等や、財団が過去に実施したファムトリップの参加者等からの問合せに対し、適切に対応すること。回答が難しい場合は迅速に財団に報告し、回答について調整すること。
- ② 対応した記録については一覧化して整理し、財団に毎月10日までに前月の状況について日本語又は英語で提出すること。

(4) プロモーション活動

- ① 東京開催を検討する可能性が高いと見込まれるMP及び主催者等に対し、MICE開催都市としての東京の魅力を発信することを目的として、財団が作成するEニュースレター（英語版）を四半期に1回、計4回発信すること。配信の30日前までに配信先のリストを財団に提出し、配信先からの反応等について配信後15日以内に報告すること。
 - ② 配信先に対しては、Eニュースレター配信時以外でも財団及び東京のMICE関連事業者等が実施するファムトリップ、セミナー等についても周知すること。参加者を募集するものについては配信先が積極的に参加するように促すこと。周知する内容については財団から提供するが、受託者が募集を受け付ける場合については、その募集経過を適宜報告すること。
- (5) 財団の各種業務に関する支援
- ① 財団が出展する海外見本市について、財団や共同出展者のアポイント先に関する助言及び商談に向けた資料作成の支援を行うこと。また、見本市会場で東京に関するプレゼンを実施すること。
 - ② 財団がMICEの誘致や開催に関して開発・更新・運営等を行うコンテンツ、アトラクション、ギブアウェイ、MP及び主催者等の支援制度について、助言等の支援を行うこと。
 - ③ 東京のMICE関連事業者に対し、北米におけるMICE関連業界の現状、動向、トレンド及び課題等に関するオンラインセミナーを年1回実施すること。実施時期については、契約締結後に提示する。
 - ④ 財団がファムトリップを実施する場合は、MP及び主催者等の被招へい者を提案すること。実施回数は2回程度、被招へい人数は各5名程度（被招へい者の重複は不可とする。）で想定している。ただし、ファムトリップの実施の可否及び提案された被招へい者の最終的な招へいの可否については、財団と協議の上決定する。
- (6) 北米に関するMICE市場動向等のレポートの提出
- ① 北米及び地域内都市に関するMICE市場の現状や動向及び当該地域・都市におけるビューローや官公庁による施策等に関する情報の調査・収集を実施し、市場特性を踏まえた分析を行い、今後の活動に関する助言や提案等をまとめたレポートを提出すること。
 - ② 報告については契約締結後に提示する所定の様式を使用し、日本語で提出すること。報告は四半期に1回（6月末、9月末、12月末、3月中旬まで。）提出すること。
- (7) 財団が開催するクライアントイベントの実施及び手配

財団は年 1 回、北米地域でクライアントイベントとしてMP及び主催者等と東京のM I C E 関連事業者とが交流・商談を実施するネットワーキングイベントを IMEX America 実施時期に合わせて開催する。参加人数については、MP及び主催者等と東京のM I C E 関連事業者それぞれ 10 社 20 名程度を想定している。

これについて次の内容を計画し、実施すること。

- ① 会場の選定・手配、会場で提供する飲食の手配を行うこと。会場については、IMEX America 本会場近くのホテルのバンケットやレストラン等を想定しているが、財団が契約締結後に提供する開催情報や、過去の開催情報を踏まえて選定し、手配すること。
 - ② 参加するMP及び主催者等の選定・招へい・出席のアテンド等、クライアントイベントへの参加に関する一切の手続きを実施すること。
 - ③ 財団や東京のM I C E 関連事業者に対する現地での出席や商談促進等に向けた各種支援を実施すること。
 - ④ 東京の魅力を伝えるプレゼンテーションを実施すること。なお、プレゼンテーションに必要な資料は受託者が作成すること。
 - ⑤ 開催・運営に関して、財団へ助言等のサポートを実施するとともに、財団が実施する参加者向けのアンケートについて、回答を促す等支援を行うこと。
- (8) 以上(1)から(7)に関連して財団がセールス活動等を行う場合に、必要に応じてアポイントの取得やMP及び主催者等の情報収集・提供を実施するなどの支援を行うこと。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、7.により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7.により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。
- また、本委託業務の遂行にあたり 7. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。
- * https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf
- ** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx
- 本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。
- ① 財団より受託者に提供するMP及び主催者等及び東京のMICE関連事業者の情報（氏名、所属、連絡先、メールアドレスなど）
 - ② 受託者が収集するMP及び主催者等及び東京のMICE関連事業者の情報（氏名、所属、連絡先、メールアドレスなど）
 - ③ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）も①②と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。
- *** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260130.docx
- また、7. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 1. 支払方法

契約代金の支払については契約締結後四半期ごと、かつ各期の実績報告書を受領後に行う。各期の支払金額については、事業者決定後、財団と協議の上、決定することとする。

1 2. 契約更新について

本委託業務に係る契約は、活動成果検証を第 4 四半期に行い受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合に、検証結果及び双方の合意に基づき、以下の条件を満たす限りにおいて、企画審査会を経ず優先的に契約更新ができるものとする。

- (1) 成果検証の結果が基準点を満たすこと。
- (2) 令和9年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和9年度財団収支予算が令和9年3月31日までに財団評議員会で承認されること。その予算内に本事業予算が含まれること。

なお、成果検証及び契約更新は毎年行い、優先的な契約更新は2回を限度とする（令和8年度に契約を結んだ受託者が、優先的に契約更改をできるのは令和10年度末まで）。また、契約更新後の業務内容・規模については本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約を結んだ年度	優先的に更新できる契約が終わる時期
令和8年度（2026年4月）	令和10年度末（2029年3月）

また、次年度の契約内容や金額が大きく変更・追加になる場合、事業方針が変更になる場合などは、評価審査会を実施しないことがある。

1.3. 物品の所有権

受託者が、財団が支払う委託料から業務に必要な物品を調達した場合、残存物品は契約期間の満了に伴い、その所有権は財団に帰属するものとする。またその処理については財団の指示に従うこと。

1.4. 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」***第14に定めるところによる。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

1.5. その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) 為替レートが1米ドルあたり165円を超えた場合は、契約内容の見直しについて、財団と協議すること。なお、為替レートについては、以下「日本銀行外国為替市況（日次）」を参照とする：
 - (日本語)
 - <https://www.boj.or.jp/statistics/market/forex/fxdaily/fxlist/index.htm>
 - (英語)
 - <https://www.boj.or.jp/en/statistics/market/forex/fxdaily/fxlist/index.htm>
- (5) 本契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成

立し、令和8年度財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

連絡先：

公益財団法人東京観光財団コンベンション事業部

電話：03-5579-2684

e-mail：a.otsu@tcvb.or.jp、m.fujiwara@tcvb.or.jp、
c.uesaka@tcvb.or.jp